

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼ一みさき地域活動支援センターれいんぼ一みさき から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成31年1月25日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業（その4）医療費受給資格証送付用窓あき封筒

(2) 提供を受ける役務の内容

医療費受給資格証送付用窓あき封筒(5,000枚)への
「とやましやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

平成31年2月28日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年1月30日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成31年1月17日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕

(2) 提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

平成31年1月25日から平成31年1月28日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年1月24日

(2) 提出先

福祉保健部社会福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人「すずかぜ工房」から物品の買い入れを受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成31年1月30日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

- (1) 件名 平成30年度緊急通報協力員謝礼品
- (2) 買い入れる物品の内容
お掃除用石けんセット
- (3) 物品を買い入れる期間
平成31年3月8日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害福祉サービスを行う施設であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予算価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成31年2月8日
- (2) 提出先
財務部契約課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成31年1月30日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

県議会議員選挙 投票所入場券シーラー作業業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

投票所入場券のシーラー作業

(3) 役務の提供を受ける期間

平成31年3月23日から3月24日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年2月15日

(2) 提出先

選挙管理委員会事務局

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから（物品の買い入れ・役務の提供）を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項（第3号・第4号）の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

平成31年1月29日

富山市長 森 雅 志

1 随意契約の内容

(1) 件名

表彰状筆耕業務

(2) （買い入れる物品・提供を受ける役務）の内容

表彰状の筆耕

(3) （物品を買い入れる・役務の提供を受ける）期間

平成31年2月7日から平成31年2月20日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成31年2月7日

(2) 提出先

教育委員会 教育総務課